

「広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」の作成について

1 要旨・目的

高齢者や障害のある方などの要配慮者の避難先として、市町が開設する「福祉避難所」の確保等を目的として「広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン」を作成し、県内の福祉避難所の整備促進に取り組む。

2 現状・背景

- 災害発生時等において、要配慮者が避難生活を余儀なくされる際に、心身状態等に応じた避難環境の整備が十分ではない場合、心身機能の低下や要介護度の重度化、健康状態の悪化等が懸念されることから、平時から要配慮者に適した避難先の確保と環境整備を進めていく必要がある。
- 一般避難所等での生活が困難な要配慮者とその家族が、安心して避難生活を送ることができるよう、市町は「福祉避難所」の整備を進めていくことが求められており、県内では、社会福祉施設等の438施設（令和5年10月1日現在）が、福祉避難所に指定等されている。

3 概要

(1) 対象者

市町、社会福祉施設等

(2) ガイドラインの紹介内容等

県内外の取組や災害時の対応事例及び関係資料等をもとに、福祉避難所の整備にあたって踏まえるべき要件等の考え方や要整理事項を示すとともに、実効力を高めるために、福祉避難所を開設・運営する際の市町と受入施設の双方の手順や流れ等を紹介している。

この外、一般避難所で要配慮者を受け入れる場合の、要配慮者の特性等に応じた留意点等も合わせて紹介している。

区分	要旨
○基本事項の理解	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の整備を検討するにあたり、市町及び施設職員や関係機関等が理解・把握しておくべき事項・関連用語の定義や福祉避難所が必要な理由 等
○指定福祉避難所の確保	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の整備に関する考え方と整理すべき事項・福祉避難所の確保や周知を進める際のポイント 等
○市町および施設における平常時の取組	<ul style="list-style-type: none">・災害時に迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営するために、市町および施設が平常時から取組むべき事項・市町と施設の連携について 等
○市町および施設における災害時の取組	<ul style="list-style-type: none">・災害時の福祉避難所の開設・運営において、市町と施設が連携して取り組む事項とポイント・開設・運営マニュアルの活用方法 等
○研修・訓練	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の周知を図るための研修や、開設・運営に係る訓練の企画・運営の内容やポイント 等
○一般避難所等における「要配慮者スペース」の整備と災害時の運営上の留意点	<ul style="list-style-type: none">・一般避難所における「要配慮者スペース」について、対象者（属性別）の特性等を踏まえた、平常時から取組むべき整備と災害時の運営上の留意点 等

(3) 今後の対応

県内各市町への印刷配付及び広島県ホームページへ掲載して、本ガイドラインの周知を図るとともに、令和6年度において、市町担当者及び関係施設職員を対象とした説明会を開催し、市町による福祉避難所の整備促進に取り組む。

広島県 HP :「災害時要配慮者対策について」

3 (2) 広島県福祉避難所等の確保・運営ガイドライン

(URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/kyousei-saigaijyouhairyosya.html>)

4 その他（関連情報等）

(1) 全国の福祉避難所数 (R4.12.1 現在) ※内閣府・消防庁公表

都道府県名	福祉避難所数	都道府県名	福祉避難所数	都道府県名	福祉避難所数
北海道	1,250	石川県	375	岡山県	336
青森県	760	福井県	232	広島県	438
岩手県	416	山梨県	380	山口県	223
宮城県	708	長野県	675	徳島県	236
秋田県	345	岐阜県	514	香川県	201
山形県	286	静岡県	686	愛媛県	463
福島県	461	愛知県	974	高知県	240
茨城県	505	三重県	463	福岡県	728
栃木県	618	滋賀県	448	佐賀県	165
群馬県	418	京都府	551	長崎県	406
埼玉県	832	大阪府	1,098	熊本県	572
千葉県	1,062	兵庫県	1,109	大分県	382
東京都	1,615	奈良県	261	宮崎県	292
神奈川県	1,363	和歌山県	307	鹿児島県	569
新潟県	566	鳥取県	192	沖縄県	197
富山県	238	島根県	200		

(2) 福祉避難所の整備に関するガイドライン等の作成自治体（都道府県）※公表のみ

自治体名
福島県、静岡県、兵庫県、和歌山県、岡山県、 <u>広島県</u> 、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県